

災害時における大型クレーン作業の提供に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長門運輸有限会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）時における障害物の除去等のための大型クレーン作業の提供に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う障害物の除去等のための大型クレーン作業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、障害物の除去等のためのクレーン作業の必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害出動要請書（以下「要請書」という。様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により要請し、事後要請書を提出する。

- （1）災害の状況及び協力を要請する理由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資材及び機材の種類及び数量
- （4）活動場所、活動内容及び期間
- （5）その他必要事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から障害物の除去等の要請を受けたときは、速やかに作業を開始できる態勢をとり、必要な資機材及び人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、障害物の除去等の作業を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。

3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 災害時における応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならぬ。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づきクレーン作業に従事した場合は、隨時その活動内容等の経過を甲に報告するとともにその業務を完了したときは、速やかに次の事項を記載した災害活動報告書（以下「報告書」という。様式第2号）により甲に報告するものとする。

- （1）クレーン作業に従事した人員及び名簿
- （2）クレーン作業に使用した機器類の種類及び台数
- （3）クレーン作業に従事した人員の作業時間数
- （4）クレーン作業に使用した機器類の使用時間数
- （5）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の費用の清算価格は、災害発生時における実勢価格とする。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適応がない場合、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成16年東御市条例第164号）の規定により補償する。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 クレーン作業従事中に、第三者に対して及ぼした損害に対しては、その賠償方法及び損害額は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第9条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する損害補償（以下「費用等」という。）の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払い）

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

（附則）

（施行期日）

この協定は、平成21年8月6日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年8月6日

甲 東御市県281番地2

東御市長

丸岡利夫

長野県
東御市
長之印

乙 上田市塩川2500番地53

長門運輸有限会社

代表取締役社長

齋藤正一

長門運輸有限会社
代表取締役社長
齋藤正一